外国人社員に活躍してもらうために

税務・社会保険・在留資格・労務管理の留意点とは。

(1月15日、日外協・大阪商工会議所共催セミナー「外国人社員の税務・社会保険・在留資格」を基に編集)

EY 税理士法人 パートナー ピープルアドバイザリーサービス

藤井 恵

適法に労働できる資格が不可欠

外国人社員の雇用形態は様々である。自社の 正社員として、海外子会社(親会社)からの駐在 員・出向者として、1年未満の短期間で特定の プロジェクトのために、派遣社員・アルバイト として、業務委託、実習生として。いずれの場 合も適法な在留資格を保有していることの確認 や当局への書類提出などが求められる。

Q1 在留資格とは?

在留資格とはいわば、「活動内容や身分」の 許可。外国人が日本で従事できる活動、または 入国・在留できる身分・地位について類型化し 法律上明らかにするためのもの。

在留資格を管轄するのは、法務省の出入国在

留管理庁。在留資格を確認するための書類は、中長期在留者なら在留カード、それ以外はパスポートに貼付される証印(許可年月日・在留期限・在留資格・在留期間および上陸空港名が記載)になる。

外国人社員は、採用時だけでなく雇用中も(その仕事ができる)就労可能な在留資格を保有しているか、期限が切れていないか確認する必要がある。在留資格の確認を怠ると、会社側が「入国管理法違反」で罰せられる可能性がある。

Q2 就労が認められる在留資格は?

約30もの在留資格のうち、就労が認められる主な在留資格は**図表1**の通り。

Q3 永住者や日本人の配偶者などは?

図表 1 就労が認められる在留資格

在留資格	該当例	在留期間	人数 (19年6月時点)	
高度専門職	研究者、技術者、 経営者等の高度 人材	1号:5年 2号:無期限	1万3038人	
技術・人文 知識・国際 業務	機械工学等の技 術者、通訳、デ ザイナー、語学 講師等	5年、3年、 1年、3カ月	25万6414人	
企業内転勤	外国の事務所か らの転勤者	5年、3年、 1年、3カ月	1万8141人	
技能実習	技能実習生	5年、3年、 1年、3カ月	36万7709人	
特定技能	特定産業分野の 各業務従事者	1号: 最大5年	20人	

出所:講演資料から抜粋

図表 2 身分に基づく在留資格

在留資格	該当例	在留期間	人数 (19年6月時点)	
永住者	永住許可を受けた もの	無期限	78万3513人	
日本人の 配偶者等	日本人の配偶者・ 実子・特別養子	5年、3年、 1年、6カ月	14万3246人	
永住者の 配偶者等	永住者・特別永住者 の配偶者、わが国で 出生し引き続き在留 している実子	5年、3年、 1年、6カ月	3万9537人	
定住者	日系3世、外国人 配偶者の連れ子等	5年、3年、 1年、6カ月、 指定期間	19万7599人	

出所:講演資料から抜粋